

- 意見募集期間：令和7年12月4日（木）～ 令和8年1月4日（日）
- 実施方法：県ホームページや県庁等で関連資料を公開し、これに対する意見を専用フォーム、郵送、ファクシミリにより受付
- 意見提出件数：51件（16個人1団体、うち10代2名より7件）

1 条文のこと

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-1	定義	「子ども」の定義を「心身の発達の過程にある者」という曖昧な表現にせず、年齢（18歳未満）で定義してはどうか。	「子ども」の範囲は、その権利を実質的に保障するため、一定の年齢で区切らず、「子どもの支援の対象となる子どもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。」（2条1項）としています。
1-2	定義	「子ども」の定義を子ども基本法の定義と同じにしている点は評価しているが、「心身の発達の過程にある者」では18歳でも条例上の「子ども」に含まれる場合があることが一般の人には分かりにくいので「未成年者であるか否かにかかわらず」と追記してはどうか。	ご指摘のとおり、単に「心身の発達の過程にある者」とするだけでは、子どもの範囲が明確ではないことから、「子どもの支援の対象となる子どもの範囲は、支援ごとに定めるものとします」（2条1項）としています。
1-3	定義	「子どもの学びや育ちに関する施設等関係者」に学校関係者が含まれていることが見えにくい。	ご意見を踏まえ、「子どもの学びや育ちに関する施設等関係者」の定義規定（2条4項）を「学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の設置者、管理者、教員及び職員その他の子どもの教育又は福祉に関する職務に従事する者」に修正し、教員その他の子どもの教育に関する職務に従事する者が含まれることを明確にしました。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-4	基本理念	インクルーシブ教育（障がい者を含む分け隔てなき教育）について規定してはどうか。	教育基本法4条2項では、「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」とされており、条例の基本理念では、「教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」（3条2号）としています。
1-5	子どもの権利	子どもはかけがえのない存在（前文、4条1項2号）であることに加えて社会の一員であることを明記してほしい。	子どもにとって大切な権利の1つとして、「自分の意見をもつための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること」（4条1項6号）と規定しているとおり、条例が目指す「子どもまんなか社会」（前文、1条）は子どもが社会の一員であることを前提として制度設計しています。
1-6	子どもの権利	「希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かって挑戦できること」（4条1項4号）としているが、「意欲」という言葉を重たく感じる。気軽にチャレンジできるような表現にしてほしい。	好きなことや夢は周りから押し付けられてはならないことから、「希望や意欲に応じて」（4条1項4号）としたところですが、ご意見を踏まえ、「希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かってのびのびと挑戦できること」に修正します。
1-7	子どもの権利	「自分の意見をもつ」（4条1項6号）ためには、誰からも不当な圧力や干渉を受けることがないことを明記してはどうか。	条例の基本理念（第3条4号）において、子どもの意見が尊重されることを規定しており、重ねて規定する必要はないと考えています。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-8	子どもの権利	いじめや虐待の未然防止に触れてほしい。仮に起きてしまった場合は第三者がサポートにつくことが重要。	<p>ご意見のとおり、いじめや虐待の未然防止は大変重要なことであることから、県は条例等の趣旨内容について普及啓発を図ることを規定するとともに（11条）、こども支援委員会は県の普及啓発活動に助言できる規定を設けました。</p> <p>仮に起きてしまった場合の第三者のサポートについては、いじめ防止対策推進法や児童福祉法など個別の法律に則ってサポートに努めるほか、こども支援委員会も「調整」という解決手法でサポートします。</p>
1-9	子どもの権利	「子どもの権利が侵害されていないか」（4条3項）どうかの判断に当たっては、「子ども本人が実際に感じた苦痛や不安を重要な考慮要素とし、本人以外の主観的判断によって、子どもの認識を否定しないこと」と明記してはどうか。	<p>ご意見の趣旨は、条例の基本理念である「子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（3条4号）に含まれており、これを踏まえて4条3項を規定しているものです。</p>
1-10	役割	第6条の条見出しは「保護者等の役割」となっているが、「保護者の役割」の方が適切ではないか。	<p>6条では、保護者に加えて子どもの学びや育ちに関する施設等関係者も子どもを見守り支えるものとしていることから、その条見出しを「保護者等の役割」としています。</p>
1-11	役割	「子どもが自立した個人として健やかに成長」（6条1項及び2項）は、「子どもが権利の主体として健やかに成長」又は「自立をめざす個人として健やかに成長」としてはどうか。	<p>子ども基本法1条では、「次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ」としています。</p> <p>「子どもが自立した個人として健やかに成長」における「自立した個人として」とは、子どもが既に自立しているという意味ではなく、自立に向かっているという意味が含まれていると考えています。</p>

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-12	市町村との連携	市町村条例で規定していることを県条例で規定していなくても市町村条例を尊重してほしい。	ご意見のとおりと考えています。
1-13	普及啓発	普及啓発（第11条）について一般的に規定するのではなく、子どもが自身の権利を学び、行使するための「子どもの権利ノート」の作成や、子どものための広報の義務化など、教育・学習機会を具体的に規定してはどうか。	条例は一般的抽象的法規範であるため、11条のように規定しました。 ご意見は具体的な普及啓発活動において参考にさせていただきます。
1-14	相談支援	子どもの相談窓口の設置や担当職員の配置について努力義務とする規定を設けてはどうか。	児童福祉法では、県は児童相談所を設置しなければならないこととされており、実際に富山・高岡両児童相談所を設置し児童福祉司などの専門職を配置しています。 また、市町村には子ども家庭センターを設置することが努力義務とされており、本県では全市町村で設置されています。
1-15	相談支援	14条1項に、子どもの気持ちを代弁できる人に相談できることを明記してほしい。	14条1項において、「不安や悩みを抱える子どもが安心して相談し、適切な助言や支援を受けることができるよう相談支援体制の充実を図り、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。」としており、ご意見の趣旨は含まれています。
1-16	相談支援	「子ども又は保護者その他子どもに関わる者は、子どもの健やかな成長に関して関係機関及び関係団体に相談することができます。」（14条1項）と規定しているが、「関係機関及び関係団体」が何を指しているのか分かりにくい。	「関係機関及び関係団体」は各種相談機関や民間の支援団体等を想定した規定です。 ご指摘の14条1項の規定は、「不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援が受けられること。」を大切な権利と規定している4条1項7号の確認規定となっており、実質的に重複しているため削除することとした。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-17	相談支援	14条2項に、自由意思に基づいて、意見を表明して良いと思える、きめ細かな相談体制を作ることを明記してほしい。	ご意見の趣旨は、「安心して相談し、適切な助言や支援を受けることができる」（14条1項）に含まれていると考えています。
1-18	相談支援	子どもが意見を言っても不利益を受けないような仕組みづくりが重要。	
1-19	意見聴取	施策の決定過程に子どもが参加・関与することを規定してはどうか。	15条において、子ども等の意見を反映させるために聴取し、その反映状況について説明するため必要な措置を講じることを規定しています。
1-20	意見聴取	子どもからの意見聴取及び施策への反映（15条）について、聴取した意見を「どのように政策に反映したか」を子どもに対して具体的にフィードバックする義務に関する規定が明確ではない。意見表明権の実効性を高めるため、意見聴取後の県の説明責任の規定を設けてはどうか。	ご意見を踏まえ、15条1項を「県は、子どもの支援を実施するための計画又は子どもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて <u>子ども等の意見を反映させるために聴取し、その反映状況について説明するため必要な措置を講ずるものとします。</u> 」と修正します。
1-21	意見聴取	子どもの権利擁護のため、意見表明等支援員の活用をはかるなどを規定してはどうか。	子どもの意見表明を支援できるのは、意見表明等支援員に限られないため、意見表明等支援員に限って活用を図ることを規定するのは難しいが、意見表明等支援員の活用も含め、子どもの意見を聴き取る専門職の活用を図っていきます。
1-22	子ども支援委員会	子ども支援委員会が行政機関の影響を排除して職務遂行能力を強化するため、地方自治法上の附属機関ではなく独立した機関とすべきではないか。	知事から独立した機関として位置づけることができる機関は地方自治法で限定列挙されており、子ども支援委員会はこれに該当しないため、知事の附属機関として設置することとしています。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-23	こども支援委員会	こども支援委員会の名称を例えば「富山県こどもの権利擁護委員会」や「富山県こども（の人権）オンブズマン／オンブズパーソン」として、独立した第三者機関であることを示すことができないか。	<p>委員会は、権利侵害に関わらず広く子どもの悩みの解決のサポートをする機関であることを明らかにするため、「こども支援委員会」としたいと考えています。</p> <p>また、「オンブズマン／オンブズパーソン」は、「監視する人」という意味になりますが、委員会は当事者の相互理解をめざす調整により解決を目指すことから、委員会の役割と合わない名称ではないかと考えています。</p>
1-24	こども支援委員会	こども支援委員会は、サポートプラザを経由しなくても申立てを受け付けたり、申立てがなくても調査ができるようにしてはどうか。	<p>こども総合サポートプラザは、単なる経由機関ではなく県内こどもに関する4つの相談支援機関が連携して、子どもの悩みの解決を支援する機関です。このため、まずはサポートプラザが相談支援を行うこととし、それでもなお解決に向けた取組みが必要な時は、こども支援委員会において調整による問題解決を図ることとしました。</p> <p>また、委員会の解決手法は、当事者の協力を前提とする調整であるため、申立てによる意思表示を必要としています。</p>
1-25	こども支援委員会	こども支援委員会が、子どもの気持ちを尊重して職務を行うこととしていること（18条4項）は、よい規定だと思う。	規定内容に賛同いただきありがとうございます。
1-26	こども支援委員会	こども支援委員会は、子どもの最善の利益を考慮して職務を行うものとしているが（18条4項）、子どもの最善の利益は考慮要素ではなく、最優先とするべきではないか。	ご意見を踏まえ、18条4項を「委員会は、公平かつ適正にその職務を行い、子どもの気持ちを尊重し、 <u>その最善の利益を優先して職務を行うもの</u> とします。」に修正します。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-27	こども支援委員会	<p>こども総合サポートプラザに相談して、状況が改善しない期間がどの程度続けば支援委員会に申立てができるのか。また事案によっては、サポートプラザに相談しなくても申立て可能にしてはどうか。</p>	<p>19条1項の申立ての判断については、一定の期間が経過したかどうかではなく、相談者もサポートプラザも状況が改善されていないという認識に至った時点で申立ての判断がなされることになると考えています。</p> <p>また、支援委員会への申立てにあたり、こども総合サポートプラザへの相談を必要としたのは、サポートプラザが単なる経由機関ではなく県内のことどもに関する4つの相談支援機関が連携して、こどもの悩みの解決を支援する機関だからです。このため、まずはサポートプラザが相談支援を行うこととし、それでもなお解決に向けた取組みが必要な時は、こども支援委員会の調整による問題解決を図ることにしました。</p>

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-28	こども支援委員会	<p>こども相談センターへの相談前置等が調整等申立ての要件とされているが（19条1項）、委員会の早期介入が望ましい場合、徒に期間が過ぎてしまう。また、「置かれている状況が改善しないとき」の判断基準が不明確ではないか。</p>	<p>こども総合サポートプラザは、単なる経由機関ではなく、県内こどもに関する4つの相談支援機関が連携して、こどもの様々な悩みの解決を支援する機関です。このため、まずはサポートプラザが相談支援を行うこととし、それでもなお解決に向けた取組みが必要な時は、こども支援委員会の調整による問題解決を図ることとした。</p> <p>また、「こどもの置かれている状況が改善しないとき」の判断基準については、一定の期間が経過したかどうかではなく、相談者もサポートプラザも改善されていないという認識に至ったかどうかによるものと考えています。</p>
1-29	こども支援委員会	<p>いじめや虐待などの重大な権利侵害が発生した際、委員会による調整（第20条）を待つことなく、法律・心理等の専門家による即時的な支援を県が義務的に確保するための規定が不足している。特に深刻な事案に対する専門的な連携体制の構築を、施策としてさらに具体化し、強化すべきではないか。</p>	<p>こどもがいじめ等の深刻な悩みを抱えているときは、法律・心理等の専門職がいるこども総合サポートプラザ等の相談支援機関において、現在でもこどもに寄り添ったきめ細かな支援を行っています。</p> <p>なお、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」に該当するいじめや虐待など重大な権利侵害は、いじめ防止対策推進法や児童福祉法等に基づき、適切な対応が取られることになっています。</p>

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-30	こども支援委員会	こども支援委員会が調整等について早期解決を目指すため、事案解決に要する期間の目途を設けてはどうか。	こども支援委員会は、多様な事案を対象にすることを想定しているため標準化が難しく、しかもどうすれば解決したといえるかも事案によってさまざまであるため、解決までに必要な期間を示すことは難しいと考えています。ただし、運用において、学期や年度といったこどもの環境が変わる節目を目途として事案が解決するよう支援してまいりたいと考えています。
1-31	こども支援委員会	こども家庭庁がいじめの重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、研修会を開催していることから、国が養成した調査委員の活用をはかることを規定してはどうか。	こども家庭庁の研修は始まったばかりで、その実績や支援委員会の委員に任命することによる重大事態の調査に係る委員の業務への影響を考えながら検討する必要があると考えています。
1-32	こども支援委員会	新たに条例の施行状況について第三者による評価の仕組みを導入してはどうか。	こども支援委員会の活動状況については、年1回公表することを規定しています（24条）。また本条例は、子育て支援・少子化対策条例と相まってこどもの支援のための施策を総合的に推進（1条）することとしていることから、こども支援委員会以外の施策については、子育て支援・少子化対策県民会議において取組みを報告することとしています。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-33	その他	私が子どもの頃にあってほしかった条例だと思った。さまざまな人の意見を聞いてよりよい条例にしてほしい。	条例の内容にご賛同いただきありがとうございます。 今回パブリックコメントを実施し、幅広くご意見をお聞きしましたが、条例施行後も普及啓発活動等を通じて幅広くご意見をお聞きし、隨時必要な措置を講じていきたいと考えています。
1-34	その他	支援という表現が多すぎないか。	子どもは心身の発達の過程にあることから、権利の主体としてさまざまな支援を求めることができる権利を有すると考えています。このため、どのような支援を求めるができるのか本条例で具体的に規定しているため、支援という表現が多くなっていますのでご理解ください。
1-35	その他	前文において「貧困、虐待、いじめ及びヤングケアラー並びにインターネットの利用に関する問題等」としているが、インターネットの利用に関する問題を「及び」ではなく「並びに」でつないでいるのはなぜか。	同様の規定がある14条1項において、「貧困、虐待、いじめ、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていること及びインターネットの利用に関する問題等」となり、貧困、虐待、いじめが「日常生活上の世話を過度に行っていると認められること」の例示にも読めるため「並びに」でつないでおり、前文は、それと合わせて「並びに」としましたのでご理解ください。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
1-36	その他	「心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ」（1条）は、「心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利が擁護され」の方がよいのではないか。	こども大綱の文言をそのまま引用した規定であり、ご理解ください。

2 条例の運用に関するここと

番号		ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
2-1	普及啓発	条例制定をゴールとせず、その内容を周知するための積極的取組みが必要。	ご意見のとおりと考えています。このため、11条では条例の趣旨内容等について、こどもを含めた県民に普及啓発を図ることとしています。
2-2	相談支援	適切な助言や支援が受けられること（4条1項7号）はこどもの権利として重要だが、大人の良かれと思った発言で傷つくこともある。まずは傾聴し、一緒に考えながら支援を受けられることが大事。	大変重要なご指摘だと考えています。ご意見を踏まえ、こどもに寄り添って助言・支援をしていきたいと考えています。
2-3	意見聴取	子どもは大人に対して圧倒的に立場が弱く、自分の本当の意見を話したとしても、大人の都合の良いように解釈されたり、意見を潰されたり、その他、大人からの様々な精神的圧力を恐れている。大人の意向を押し付けず、子どもの声を純粋に代弁できる職員の配置が必要ではないか。	児童相談所の一時保護施設や児童養護施設等では児童福祉法に基づき意見表明等支援員事業が実施されていますが、その他のこどもに対しては、こども総合サポートプラザ等の職員が、こどもの意見を丁寧に聴き取っています。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
2-4	意見聴取	面談などの場で子どもの気持ちを聞く際に、その意に反して無理に聞き取ることがないようにしてほしい。	子どもの意見を熱心に聞き出そうとするあまり、かえって子どもを傷つけたり不安にさせたりすることがないように対応していきます。
2-5	意見聴取	①子どもの意見を聞くための子ども委員会の設置（小中高代表+低年齢児代弁者で構成）、②学校・地域・オンライン上での意見募集の仕組み、③教育・福祉等の施策決定過程への子どもの参画、④子ども支援委員会の運営への子どもの意見反映を検討してはどうか。	施策の決定過程において、子どもの意見を聞くことは重要なことであり15条でも規定しています。今年度は、子ども県政モニターや意見表明交流会を実施しました。 子ども支援委員会の運営への子どもの意見の反映については、委員会の活動状況を年1回公表することとしていますので、大人に限らず子どもも含め県民から幅広くご意見をいただきたいと考えています。
2-6	その他	子どもの健やかな成長を支える者による子どもの権利の侵害が起こらないようにしないといけないと思う。	大変重要なご指摘だと考えています。大人に子どもの権利の重要性を普及啓発していきたいと考えています。
2-7	その他	8050、9060問題など何歳になっても親子の問題、家族の問題がなくなることはないので、「子ども」を18歳未満と限定する必要はない。困っている親子に寄り添う『富山県子どもの権利条例』であるべき。	本条例では、子どもを18歳未満の者に限定していませんが、心身の発達の過程にある者としています。なお、8050問題などの「子ども」ではない親子の問題は、社会福祉法などに基づき支援してまいりたいと考えています。
2-8	その他	子どもの権利に関する問題解決は保護者だけに委ねないという配慮や問題を抱えた保護者への支援制度の充実が必要。	大変重要なご指摘だと考えています。このため、この条例では社会全体で子どもを支えるための取組みを推進することを基本理念（3条5号）としています。
2-9	その他	条例施行後は、子どもが参加して条例の施行状況を検証し、定期的に（例えば2年ごとに）必要な見直しを行うこととしてはどうか。	条例の見直しは期間を設けず必要に応じて随時見直していくことが重要だと考えています。また見直しにあたっては、この条例の規定（15条）に基づき、子どもの意見を聴取する手続きを行います。

番号	分野	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方（案）
2-10	その他	校則などが条例の考え方へ沿ったものとなってほしい。	校則は時代の変化や社会の常識等に合わせて絶えず見直しが必要と考えています。 大変重要なご指摘であり、本条例の考え方を普及啓発していきたいと思います。
2-11	その他	よりよい教育を実現するため、県が教職員の働き方改革を実現し、教育現場の環境整備を進めることを規定してはどうか。	次期教育大綱等の策定にあたっては、子どもたちの学びを支える教育環境の構築に向け、学校現場における働き方改革の推進について検討することとしています。
2-12	その他	子ども自身が、ネットと上手に付き合っていけるようになってほしい。	大変重要なご指摘であり、現在策定中の教育大綱の施策として、子どもの情報モラルやメディアリテラシーを含む情報活用能力を育成することを盛り込みたいと考えています。
2-13	その他	学校に行きたくても行けない子どもが一人でも歩いて行くことができて、無料で利用できる場所の確保が必要を感じている。	4条1項8号において、安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができることを大切な権利として規定しており、この権利が実質的に尊重されるよう施策を立案する際の参考にさせていただきます。
2-14	その他	子どもの学びや育ちに関する施設等関係者が「子どもの権利条約」をしっかりと理解し実践することが重要。	大変重要なご指摘だと考えています。この条例も条約の内容に沿って規定することを前文で明記しており、条例の趣旨内容を普及啓発する活動に取り組みます。
2-15	その他	子どもが遊ぶと危ないからとかうるさいからといった理由で制限し過ぎず、そのようなことを気にせず遊ぶことができるという保証をしてほしい。	大人の価値観を子どもに押し付けないことが重要で、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることは、条例の基本理念の1つです（3条4号）。条例の考え方が大人にも伝わるように普及啓発活動に取り組んでいくことが大切だと考えています。